

○大学給付奨学金規程

昭和61年2月26日

制定

改正 平成元年3月15日

平成4年3月24日

平成9年3月14日

平成13年3月26日

平成18年2月24日

平成22年12月17日大学規程第5号

平成24年3月13日大学規程第11号

平成29年11月17日大学規程第10号

平成30年10月27日法人規則第5号

平成31年3月23日法人規則第9号

令和3年3月27日大学規程第20号

(目的)

第1条 この給付奨学金は、学業等において本学学生の模範となるべき人材の育成を目的として給付する。

(財源)

第2条 この奨学金の財源は、学校法人京都学園創立60周年に当り大学奨学基金として設定した資金、毎年度のこれへの繰越金及び寄付金によるものとし（以下「奨学基金」という。）、その運用果実をもってこれにあてるものとする。

(基金の管理・運営)

第3条 奨学基金の管理及び運営は、学長がこれに当る。

(選考手順)

第4条 学長は、年度の始めに奨学金給付希望者を公募し、奨学生を決定するために大学学生委員会に諮るものとする。

2 特別奨学生は応募することができない。

(決定)

第5条 奨学生の採用は、大学学生委員会が、学力及び人物がともに優秀で、向学心堅固な者を出願者中より選考し、所属学部教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

2 奨学生の人数は、学長が毎年度予算の範囲内でこれを決定する。

3 奨学生が次年度において継続出願することは、妨げない。

第6条 削除

(給付金額等)

第7条 奨学金は、その給付期間を1か年、奨学生1人に対する給付額を年額上限30万円とし、7月に一括してこれを支給する。

(資格取消し)

第8条 奨学生が学業の状況又は性行等により奨学生として適格性を欠いたと認められたときは、奨学生の資格を取り消す。

(取消手続)

第9条 前条による奨学生の給付の停止は、学生センター長が大学学生委員会に諮り審議し、所属学部教授会の議を経て学長が決定する。

(奨学金返還)

第9条の2 奨学金は、これを返還することを要しない。ただし、次に掲げる場合には、学長は、奨学金の返還を請求することができる。

- (1) 奨学生が奨学金を第1条に定める目的に反して用いたとき。
- (2) 奨学金受給後において、奨学生として適格性を欠いたと認められたとき。
- (3) 奨学生が退学等により本学学生でなくなったとき。

(所管)

第10条 本規程に関する所管は、学生部学生センターとする。

(併給)

第11条 大学が支給する他の奨学金との併給は、認めない。ただし、沖縄県特別奨学金及び大学以外の組織が支給する奨学金についてはこの限りではない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学学生委員会、各学部教授会及び大学評議会の議を経るものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、昭和61年度以降の入学生に適用し、昭和60年度以前の入学生については従来の規程によるものとする。

附 則

この規程の改正は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規程改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程改正は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程改正は、平成18年4月1日から施行する。（返還制度の規定、規程名称変更等）

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。（支給金額の上限規定、改廃条項の追加）
- 2 本規則条項中の接続詞については、規則等の区分及び制定等細則第3条第1項に定めるとおりに修正する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。（組織の再編による改正他）

附 則

この改正は、平成29年10月1日から適用する。（併給調整に伴う改正）

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。（大学名の変更等による改正）

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。（事務組織の改編に伴う改正）

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。（事務組織の改編等による改正）